

## ○学校施設の使用許可

### ・概要

- (1) 学校の施設等は、使用許可等の手続きをして利用することができる。

### ・関係法令等

- (1) 学校教育法137条
- (2) 社会教育法
- (3) 市町村学校管理規則

#### <参考>

いわき市立公立学校管理規則

第33条

校長は、学校の施設及び設備（以下「学校施設等」）を管理し、その整備に努めなければならない。

第34条

学校の施設等は、法令及びいわき市公立学校施設の使用に関する規則（昭和41年いわき市教育委員会規則第8号）の定めるところに従い、これを市民に利用させることができる。

### ・留意事項

- (1) 使用許否決定事項

- ① 教育上支障がないか。
- ② 施設設備を損傷するおそれがないか。
- ③ 公益を害するおそれがないか。
- ④ その他地教委において支障がないか。

- (2) 使用許可を取消す場合の事項

- ① 使用目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、もしくは転貸したとき。
- ② 使用許可以外の学校施設等を使用したとき。
- ③ 緊急の事態が発生したとき。
- ④ その他教育長又は学校長が指示した事項。

- (3) 市町村によって取扱いが異なるので、手続き等については、市町村学校管理規則による。

- (4) 提出部数 1部  
提出先 校長  
提出時期 随時

以 下 余 白